二月は
固定資産税　第四期
納期をお忘れなく

川越
市政だより
第二十四號

発行人
川越市長　伊藤泰吉

印刷所
川越市高澤町773
有限会社　櫻井印刷所
電話（發）985
（工）1164

祝日には必ず
国旗をたて
ましょう

水道建設課新設
いよく水道建設に本腰

起債その他の関係で若干準備が遅れて居りましたが、去る一月三十日の市議会に「川越市部課条例の一部を改正する条例」が提案、可決され、市役所に新しく水道建設課が設けられ、二月五日附で課長心得監理係長一、技師二、嘱託一の所属課員も発令され、正式に発足いたしました。事務室は当分の間市役所会議室を使用致します。水道の建設についてては別項の通り市議会に水道建設常任委員会が設けられましたし、いよく本格的に水道建設が進捗するものと期待されます。上水道の建設は市勢振興の上にも市民衛生、防火の上にも極めて必要です。しかもその事業遂行には今後とも幾多の困難が予想せられますので、市民一致の御協力を切望する次第です。

水道建設に關し
常任委員會設置

一月三十日の市議会で上水道建設常任委員会が設置されました。上水道の建設に関し、その事業の調査審議を目的とし水道建設委員十一名が選任されました。その氏名は次の通りですが、既に市議会中より終了後は連日会合して活潑な活動を開始して居ります。

水道建設常任委員会委員
常任委員長　松山荘次郎
〃　代理　久津間正蔵
委員　栗原定一
〃　石川新平
〃　上村重雄
〃　鹿倉忠雄
〃　山田一郎
〃　中村覚之助
〃　小谷野章次
〃　井上歌吉
〃　谷　泉

火の用心
三月一日より七日まで
火災予防週間

主食の配給について

今月よりお米の受配が少々窮屈になりましたので、御注意下さるようお知らせいたします。

○今迄の主食の受配分で未引取りがある方は、二月末日迄に全部お買取りにならないと、配給辞退と見做されて打切られます。但し消費者の都合により市長が止むを得ないものであることを認めたときは一ケ月だけ延期できます。右の打切りの措置は今月のほか、五月、八月、十一月にも行われることになりました。

○三月以降、当市より転出する方は、転出月の一ケ月分を登録のお米やさんより買取つて御持参のこと。転出月の残量は転入地では貰えないことになりました、

○転入した方の分は転出地に未引取があつても、辞退と見做してすべてその翌月より配給を開始いたします。

地代、家賃統制額
昨年十二月一日より改訂

昨年十二月一日から地代家賃の統制額が改訂されました。これは固定資産税の改訂に即応するもので十二月四日附の建設省告示で発表されました。その内容は

一、地代統制額
月額土地価格の千分の三とする

二、家賃統制額
月額家屋価格の千分の三・七に坪当り二十四円を加え、これに地代相当額（地代統制額）を加算したものとする。

三、間代統制額
二で算出した家賃を専用面積の比で按分し、これによつて共益費専用坪当り三十五円を加えたものとし、アパートは更にこれに専用坪当り十八円を加えたものとする。

なお詳細については市役所税務課にお問合せ下さい。

辞令

主事　岸野易一郎
水道建設課監理係長を命ずる
二月五日付

主事　岸野易一郎
水道建設課課長心得を命ずる
二月五日付

第二中学校の建設
着々進捗中

地方事務所裏手の仮称第二中学校の建築は写眞の通り着々進捗中です。年度内には大半竣功の予定です。

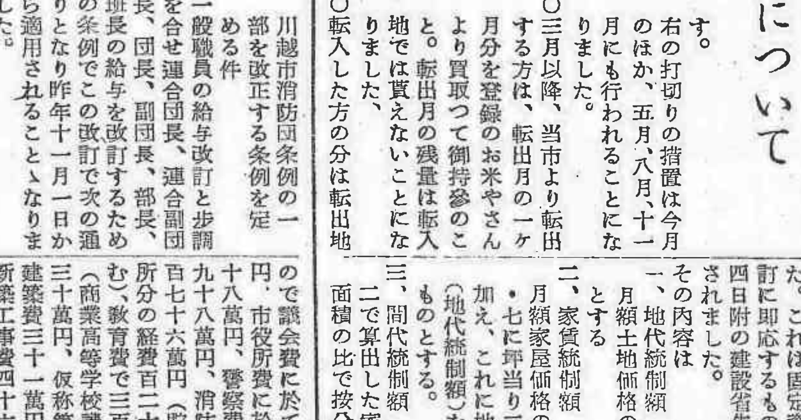

市議会ニュース

一月の臨時市議会が三十日に招集されました。一般質問についで日程に入り、会期を二月三日まで延長して一部議案を可決した外、大部分の議案を委員会に附託いたしました。

翌三十一日及び二月一日は休会で二日及び三日午前に亘り各常任委員会は夫々参集して議案を審議、三日午後本会議を開催、川越市特別職々員の給与に関する条例の一部を改正する条例中特別職たる市長、助役、収入役、固定資産評価員、市議会議長、副議長、議員の給与を本年度は市財政困難の際からとの理由でいづれも現給の二割程度増給に止めることに原案を修正、これに伴つて追加予算の一部を修正した外、原案の通り可決確定いたしました。

なおこの市議会に於て議会側の提案で川越市議会委員会条例の一部が改正せられ、新しく上水道建設に関する事業の調査審議のため上水道建設常任委員会が設けられ十一名の委員が選任されました。可決を見た主なる議案は次の通りです。

市議会定例会条例
従來市議会は年六回と定められていましたが、地方自治法の改正により定例会は年四回と定められましたのでこれに伴つて川越市議会の定例会は毎年三月、六月、九月、十二月開催に改められました。

地方自治法第百七十九条第一項の規定により処分した事件につき承認を求める件
国民健康保険再建整備資金起債のうち起債額の中央の許可が決定しましたので、これが金額、借入利率及び償還方法の更正を市長に於て専決処分しましたので、これの承認を求めるための議案です。

地方自治法第百七十九条第一項の規定により、処分した事件につき承認を求める件
国民健康保険再建整備資金の起債百十萬三千円が認められることになりましたので、これを事業勘定の予備費に繰入れた市長の専決処分の承認を求める議案です

地方自治法第百七十九条第一項の規定により処分した事件につき承認を求める件
消防専用貯水槽築造工事費として六十萬円以内の起債手続をとるため市長が専決した分につき承認を求める議案です。

川越市特別職々員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定める件
国家公務員の給与ベース改訂に対応して川越市特別職の給与を改めるための条例ですが、総務財政常任委員会に於て本年度は市財政窮乏の折柄、特別職のベースアップはなるべく小額に止むべしとの結論を出し、本会議もこの結論に同意いたしましたので、市長、助役収入役、固定資産評価員、市議会議員の給料の一部修正した外別項の通り給料、報酬又は手当額を改訂し、昨年十一月に遡り実施することになりました。

川越市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定める件
国家公務員の給与ベース改訂に歩調を合せて市の一般職の給与を改訂するための条例で、昨年十一月に遡り適用されるものです。なお期末手当、勤勉手当についてもこの条例で規定しています。

川越市警察職員諸給与条例の一部を改正する条例を定める件
国家公務員の給与改訂に照應して川越市警察職員の給与を改訂しようとするもので、その内容は川越市一般職の給与条例と同様です。

川越市超過勤務手当条例の一部を改正する条例を定める件
従來市職員の日直、宿直勤務は超過勤務として取扱つていましたが、これを別に日直、宿直として超過勤務と別個の取扱をすることゝなり、これに関する規定を給与条例に移すための条例です。

川越市警察職員超過勤務手当支給条例の一部を改正する条例を定める件
警察職員の当宿直を超過勤務で取扱つていたものをこれと別個の取扱いをするための条例です。

川越市消防団条例の一部を改正する条例を定める件
一般職員の給与改訂と歩調を合せ連合団長、連合副団長、団長、副団長、部長、班長の給与を改訂するための条例でこの改訂で次の通りとなり昨年十一月一日から適用されることゝなりました。

連合団長手当	年	一三、二〇〇円
連合副団長手当	〃	九、六〇〇円
団長手当	〃	七、二〇〇円
副団長手当	〃	四、八〇〇円
部長手当	〃	二、四〇〇円
班長手当	〃	一、二〇〇円

川越市恩給条例の一部を改正する条例を定める件
さきに国家公務員の恩給改訂が行われたのに歩調を合せて市の恩給額を改訂しようとするものです。

昭和二十七年度埼玉県川越市歳入歳出追加更正予算（第六回）
主としてベースアップに基く追加予算を中心としたもので議会費に於て四十一萬円、市役所費に於て二百九十八萬円、警察費に於て百九十八萬円、消防費に於て百七十六萬円（貯水槽三箇所分の経費百二十萬円を含む）、教育費で三百十七萬円（商業高等学校講堂工事費三十萬円、仮称第二中学校建築費三十一萬円、公民館新築工事費四十六萬円を含む）、社会及び労働施設費では市営住宅建築関係の経費節約が二百十九萬円の減、保健衛生費では伝染病患者委託治療費、伝染病患者藥価費等の追加が百七十萬円産業経済費では二十九萬円の追加、選挙費の追加が二萬円、諸支出金では喜多院保存施設費の助成金が三十五萬円、上水道特別会計への繰出金が三十萬円、県立川越農業高等学校改築費の負担金が二十萬円、計八十五萬円で歳出合計一千百三萬九千五百八十三円、これが財源は市税が二百二十萬円（市民税　電氣ガス税）国庫支出金が七百五十九萬円、県支出金が五十四萬円商業高等講堂増築費寄附金十五萬円、中央公民館建築費寄附金が二十七萬円、市債が六十萬円となつています。

これで昭和二十七年度の川越市の一般会計の予算総額は二億三千八百九十二萬六千三百八十六円となります

川越市公益質屋歳入歳出追加予算（第一回）
給与改訂の人件費二萬五千円を追加するものです。

昭和二十七年度川越市国民健康保険歳入歳出追加更正予算（第四回）
職員給与改訂の経費及び藥品費二十二萬円を含む追加予算です。

川越市部課条例の一部を改正する条例を定める件
別項の通り上水道の建設に関し水道建設課を新設するための条例です。

川越市職員定員条例の一部を改正する条例を定める件
水道建設課の新設に伴い課長一、技師三、主事一、雇二を増員するための条例です。

川越市有給吏員定数条例の一部を改正する条例を定める件
水道建設課の増員に伴う吏員定数増加の條例です。

昭和二十七年度埼玉県川越市特別会計上水道事業歳入歳出追加更正予算（第一回）
上水道の起債が五百萬円に決まりましたので、これに伴つて上水道の予算を全面的に改訂したもので、従來七千五百三十四萬二千円であつた予算を六百七十四萬二千円に改めたものです。

川越市財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する條例を決める件
従來地方自治法に定める財政白書の公表の時期が二月一日及び六月一日であつたものを八月一日及び十二月一日に改めたもので、即ち六月一日公表の分は十月一日から三月三十一日まで、十二月一日公表の分は四月一日から九月三十日までの分と改めたもので、即ち従來暦年によつて財政白書を作つていた不合理を改めて会計年度と一致せしめたものです。

**歳計現金一時借入の件
中借入金額更正の件**
一時借入金の限度は本年度当初の市議会で三千萬円と定められていたのを四千萬円以内と拡げるための議決です。

川越市議会委員会条例の一部を改正する条例を定める件
別項の通り市議会に水道建設常任委員会を設けるための条例です。

ゴミ掃除に鈴をふります

本年もいよ〳〵蠅蚊蚤の発生する時節に近づいて参りました。皆さんの家庭のゴミ箱は整備されていますかゴミ箱は各家庭で備え付け下さる様清掃係より度々御願い致していますが、ゴミ箱が整備してありませんと清掃整理が非常に困難であるばかりでなく、蠅の出入も多く、それがため病魔におかされる家庭も少くはありません。ですから是非共ゴミ箱を備えて他人に迷惑を掛けない様に御互に注意致しましよう。各家庭を訪問しますと庭の片隅にゴミを積重ねてある家もあり、又バケツに入れてある家もあります。バケツですと毎日捨てなければならず、それがため道端や川辺の空地に捨てる様になり勝なので是非ともゴミ箱を備え付ける様に致しましよう。清掃夫一人の受持つ世帯数は二百五拾世帯が標準ですが現在の処では一人七百五拾世帯も受持つて居る実情で、市民の皆様に御協力を御願い致し、最高の能率を挙げたいものと念願いたしている次第で御座います。次に市の一部の方で「奥の方へはゴミ取りに來ない」という御不満をしばしば聞きますが、係と致しましてはたいていの家庭の奥まで行つている筈なのですが、たゞあまり奥の方では分りにくい場合もありますので、清掃に參上の節はどこの奥と數へて下さいますよう御願い致します。処で今後は清掃に參りました事を皆様に御分りに成る様に町内に行きました時には鈴を振る事に致しました。鈴が鳴りましたならばゴミ整理と思つて家庭の主婦の皆様も同様おいそがしい事で御座いましようが、是非共御協力下さる様係より重ねて御願い申します。

○昭和二十七年に於ける各町別傳染病發生状況

昨昭和二十七年は初めより全国的に伝染病が猛威を振うと予想され、之が防疫に全力を傾けられましたが、幸にさしたる発生を見ずに終つた事は幸と存じます。本市の状況を見ますと、発生総数二百四十三名で前年と大差ありませんでした。皆様御協力のお蔭と感謝致します。今年も防疫に御協力願いまして発生を最少限に喰いとめたいと存じます次に発生状況を町内別に見ますと別表の通りであります。

昭和二十七年川越市傳染病発生表

（自二七、一、一　至二七、一二、三一）

町名	赤痢	疫痢	腸チフス	パラチフス	ヂフテリア	猩紅熱	流脳	日脳	計
本町			一						一
郭町	五	二		一		一			九
宮下町	二	二							四
志多町	二	一							三
宮元町	九	三	一						一三
神明町									
喜多町									
高沢町	五	一							六
石原町	一五	二〇	一			一			三七
南町	三	三							六
鹿下町	一								一
鍛冶町									
多賀町									
江戸町	一	一							二
三久保	二	七				一			一〇
上松江	一								一
通町	二	二							四
中原町	二	二							四
新田町	三	三							六
横町	四	一							五
志義町	四	一							五
相生町	三	一							四
鷹部屋	二	二				一			五
六軒町		四						一	五
連雀町	七	三							一〇
松江町	三								三
久保町									
猪鼻町									
脇田町	七	三				一			一一
境町	一	二							三
小仙波	三	二		一					六
西小仙波町	八	六							一四
杉下町		二							二
仙波町	四	三							七
菅原町	一	一							二
喜志町	七								七
新宿町	三								三
小室町	六	八	一						一五
今成町	八	三							一一
小ケ谷町	五								五
野田町	九	二				二			一三
計	一三八	九一	四	二		七		一	二四三

参考　昭和二十六年計

赤痢	疫痢	腸チフス	パラチフス	ヂフテリア	猩紅熱	流脳	日脳	計
一五六	六六	二	四	三	九		四	二四四

（写眞説明）川越市教育委員会・川越市体育協会主催のスキー講習会は二月七日から三日間妙高で行われ市内のスキーヤー五十四名が参加いたしました。

貯蓄の現況とおすゝめ

貯蓄の現況

1 預金高並貯蓄実績調（昭和二十八年一月三十一日調）（単位千円）△印減

種別	前月末預金残高	本月末預金残高	差引増減高（貯蓄実績）
銀行予金	千円 一、八八八、六一〇	千円 一、九三〇、一一〇	千円 四一、五〇〇
組合予金（信用金庫を含む）	九三、一三七	八七、五五一	△五、五八六
郵便貯金	一七七、七八九	一八六、九二七	九、一三八
累計	二、一五九、五三六	二、二〇四、六八八	四五、一五二

2 国民貯蓄債券消化の結果報告

第三回国民貯蓄債券の消化については発行の趣旨を申上げて協賛を願つたところ市長はじめ市幹部その他有志の心からの御後援によつて予定数を消化することが出來た。

3 貯蓄のおすすめ二つ

○子宝をもうけられた御家庭へ

新らしい日本は既に発足し、その前途には明るい希望の光がさして來ました。あなた方の御家庭にも同様に輝きに満ちた御子さんが出生されましたことは洵に意義深いものがあると存じます。どうか国の宝として健やかに御育て下さるよう御願い致します。ところでこれからだん〳〵御成育につれまして健康の保持は申すまでもなく小学校、中学校等教育費もかゝりますし、親として一人前に育て上げるにはお互に並大抵のことではありません。それにつけても古來申す通り「備もあれば憂なし」で何としても先だつものはお金であります。このことを今からお考えになるかどうかが、お子さんの将來を大きく左右することになりましよう。そういう意味でこの機会に是非お子さんのための貯金通帳をお作りになつていくらかずつでも氣永に貯蓄をお続けになりますようお勧め致します。お誕生を心からこゝにお慶び申上げるとともに貴家の御繁栄をお祈り申し上げます。

○幸福の新家庭を結ばれた方へ

御成婚を心から祝福申し上げます

新らしい日本は既に発足し、その前途には明るい希望の光がさして來ました。あなた方お二人も今同様に輝きに満ちた新生活のスタートを切られたのであります。ところで日本再建は経済的自立を根底としなければなりませんが、それとひとしくお二人の新家庭も、しつかりした経済的基礎は何によつて培われましようか。それは古來いわれている通り「勤倹」を措いて外にはありません、これこそ家計の基礎であり国の経済を確立する要件であるということは今更いうまでもないことであると思います。新家庭はいろいろ出費がかさむことゝ存じますが御結婚を記念する意味においてすこしずつでも氣永に貯蓄をお続けになるように生活設計をお立てになつて下さい。幾千代かける御結婚を寿ぎ渝らざる御幸福と御繁栄をこゝにお祈り申し上げます。

埼玉県知事　大沢雄一
川越市長　伊藤泰吉

母子家庭に貸付　事業資金として

十八才未満の子供を抱えた未亡人で生計の中心をなしている方に国民金融公庫から事業資金の貸付をはじめることになりました。その条件としては

一、配偶者と死別した者離婚した者、配偶者未帰還のもの。
二、事業を開始するための資金、又は現に行つている事業のための資金を必要とする者であり、成業の見込ある者に限る。
三、貸付の限度は一人につき五萬円以内
四、貸付期間は五年以内
五、利息は年八分
六、償還は六ケ月据置後月賦
七、保証人一人以上

社会福祉事務所に借入申込書がありますから、これに記入の上、戸籍抄本又は謄本及び内縁関係或は未帰還者の場合はその事実を証明する書類をつけて三月十五日までに福祉事務所に申込めばよいのです。

詳細は市役所民生課内の福祉事務所にお問合せ下さい

特別職新俸給

職名	区分	給料額
市長	月額	五四、〇〇〇円
助役	〃	四三、九二〇円
収入役	〃	三三、七二〇円
固定資産評価員	〃	二九、四〇〇円

職名		支給区分	報酬又は手当額
市議会議員	議長	月額	一〇、八〇〇円
	副議長	〃	八、四〇〇円
	議員	〃	六、〇〇〇円
監査委員	市議会から選任された者	〃	三、一〇〇円
	学識経験者から選任された者	〃	六、九〇〇円
公安委員	委員長	〃	八、四〇〇円
	委員	月額	六、〇〇〇円
選挙管理委員	委員長	〃	一、〇〇〇円
	委員	〃	七〇〇円
公平委員	委員長	年額	八、四〇〇円
	委員	〃	六、〇〇〇円
農業委員	会長	月額	四、二〇〇円
	会長代理	〃	二、四〇〇円
	委員	〃	一、八〇〇円
固定資産評価審査委員	委員長	日額	八〇〇円
	委員	〃	六〇〇円
社会教育委員 国民健康保険運営委員 懲戒審査委員		予算の範囲内で定める	

職名		報酬月額
教育委員	公選委員	六〇、〇〇〇円
	市議会から選任された者	三、一〇〇円

附記　委員長には月額二、〇〇〇円　副委員長には月額一、〇〇〇円の加給を支給する

市営住宅完成す　二十一戸新築

昭和二十七年度の市営住宅が完成いたしました大仙波に一戸建十五戸、岸に二戸建三棟六戸、計二十一戸で二月二十四日まで入住希望者の申込を募りました。三月五日に抽せんの予定です。

假ナンバー　使用者に注意

臨時運行標板（仮ナンバー）をつけて自動車を運転するには必ず「自動車臨時運行許可證」を携帯しなければなりません。それで五日の許可期限がすぎると無効ですから運続使用の場合は申請をして更めて許可證を受けること、それでないと道路運送車輛法百七条の適用を受けて六ケ月以下の懲役若しくは一萬円以下の罰金又はこれを併科されることがあります。

公明選擧は我々の手で！

新しい日本のいしづえをきづくにはお互いが政治に対する認識を高めなければなりません。近く行われる参議院議員選挙及び知事選挙には私達の意志にそつてつくしてくれる立派な人を選び挙つて公明選挙の実現を期しませう

生活にあすからひゞく
この一票
よい国つくるよい選挙

市民の皆様へお知らせ

六三制出資組合発行の出資証券昭和二十八年二月渡の元利札は二月二十八日から支払をいたします。支払場所は川越市役所内六三制出資組合事務所（川越市教育委員会事務局内）です。

昭和二十八年二月
川越市六三制教育施設出資組合

お願い　市政だよりに關する御意見

川越市政だよりはもう刊行してから二年になります。民主政治のあり方は市のことを市民の方によく知つていたゞき、市民の理解と協力によつて市政をすゝめることです。川越市政だよりはこのために市民と市役所を結びつける手段として企劃されたもので、現在印刷部数一萬一千五百部、一部九十銭の印刷費です。毎月市民各世帯に無償で配付していることは御承知の通りですが、切角配付しても読んでいたゞかなければ何にもなりません。

我々編しうにあたつているものゝつとめはなるべく皆さんによく読んでいたゞける市政だよりをつくることです。そのためには市政だよりに対する市民の御批判なり御意見なりを聞かせていたゞいて少しでもよりよい市政だよりをつくりたいと思います。このために次のような調査をいたしたいと存じますので御協力下さい。お書入れ願いましたら直接市役所総務課にお届けいたゞいても結構ですし、連絡員におことずけ下さつても結構です。

（切　取　線）

該当の答に○をつけて下さい。

（問）あなたは川越市政だよりを読みますか？
（答）よく読む
少し読む
読まない

（問）現在の川越市政だよりの内容は如何でせうか？
（答）よくわかる
少しむづかしい
むづかしすぎる

（問）川越市政だよりは改めた方がよいでせうか？
（答）今のまゝでよい
記事をもつと豊富に
写眞をふやしてほしい
もつと面白く
その他（その他市政だよりに対する御意見があれば御書込下さい）

あなたの職業
あなたの年令
あなたの性別　男　女